

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

**新理事者就任披露懇親会のご案内**  
日時 2020年4月1日(水) 午後6時〜  
(受付開始:午後5時30分)  
場所 ホテルニューグランド 3階「ベリー来航の間」



神奈川県のアウトライ  
ンと天秤をモチーフに  
した神奈川県弁護士会  
のロゴマークです。

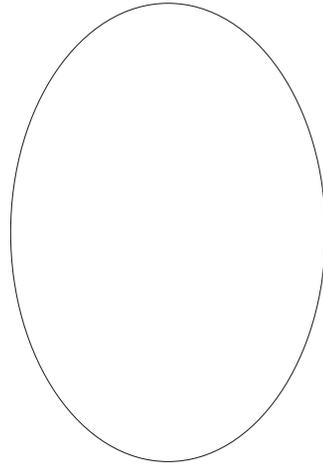
**山ゆり**  
犬派？猫派？と聞かれ  
るとすかさず鳥派！と答  
える青木です▼生き物全  
般が好きですが、特に鳥  
が好きで好きで、中でも  
インコやオウムの後頭部  
が大好きです。あんなに  
かわいい生き物への虐待  
事件の存在に、常日頃か  
ら驚きを禁じ得ません。  
当会にも小鳥の権利委員  
会…とまでは贅言言えま  
せんが、せめてペット法  
の委員会が欲しいと切望  
しております▼小鳥好き  
が高じて、小鳥のための  
弁護士、略して「鳥弁」  
を目指して法曹を志しま  
した。たまにお弁当と聞  
違えられます。弁護士に  
なって6年目、当会に入  
会して早1年が過ぎ、新  
入会員紹介で、「小鳥の  
権利」と記載したところ、  
当会事務局から「子供の  
権利」の間違いいはない  
か？と確認の電話が来た  
ことが懐かしいです▼以  
前は長崎県対馬市という  
自然溢れ過ぎる離島で執  
務をしており、雄大な自  
然の中、手のひらサイズ  
のアンダカグモも見慣  
れ、委員会へ船や飛行機  
に乗ることなく出席でき  
ることの便利さも享受し  
ております▼対馬は、島  
民の人柄も良く、満天の  
星や水平線の夕焼けを  
一望できる素敵な場所  
です。皆様も機会があれば  
ぜひ足を運んでいただけ  
ますと、元対馬島民とし  
ては大変嬉しい限りで  
す。(青木 敦子)

# 弁護士自治を活かし 更なる発展を

2020年度の当会理事者に、①新理事者としての抱負、②略歴、③趣味等、について語っていただきました。

## 次期会長

劔持 京助 (45期)



①重責に身の引き締まる思いであります。綱紀委員等の現場や俯瞰する立場を含め、これまで不祥事に関わる会務にいくつかわり、「弁護士自治」をとても誇らしく感じております。無力感を味わったこともあったこれまでの経験を活かし、不祥事の発生防止や発生後の対応について、総合的な意味で会の対応力向上につながる施策に取り組みます。

弁護士自治は、弁護士・弁護士会の社会的使命を実現するための制度的担保です。県民・市民への法的サービス提供、人権擁護についても、歴代執行部等の当会の活動を継承し、更に発展させます。

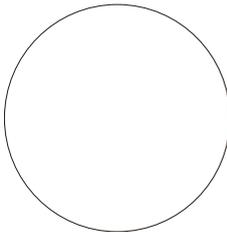
そして、横浜から離れた県西部に事務所を置く身としては、特に、県民からのアクセス改善、災害対策、自治体等との連携強化、会の組織運営の合理化等に問題意識があります。

いすれも簡単に実現できるものでなく、1年間の任期でできることは非常に限られますが、当会設立150周年となる10年後に向けて、会務負担の公平化、総会の活性化、会館問題等の大きな課題も含めて、若い期や声なき声等、幅広い会員のご意見をお聞きして、次期以降につながる準備を始めることができればと願っております。

②横浜市生まれ、横浜市立桜丘高校。一橋大学法学部卒、平成11年弁護士登録

## 次期副会長

菊地 哲也 (51期)

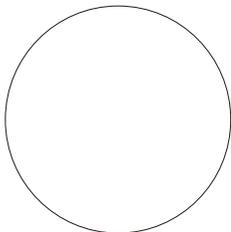


①会長を補佐して、また他の副会長とともに会務を遂行していければと思います。皆様からのご指導もいただきながら、1年間精一杯、務めさせていただきますので、どうぞよろしく願っています。歴代の先生方がそうしてこられたように、有意義な議論をいただけるようなグラウンド整備ができればと思います。

②東京都杉並区高円寺出身、都立西高校卒業、上智大学法学部法律学科卒業、平成11年弁護士登録

①著しく偏った会務の経験しかなく、副会長という重責を担えるのか甚だ不安ですが、当会に少しでも恩返しができるよう微力を尽くしたいと思っております。

小豆澤 史絵 (54期)



①これまで当会にお世話になってきましたので、恩返ししたいと思っております。浅学非才の身ではありますが、劔持会長をお支えし、他の副会長と協力して会の運営に努めます。

②群馬県桐生市生まれですが、物心つく前から神奈川県在住です。神奈川県立座間高校、政法大学法学部を卒業し、平成15年中野新先生に10年ご指導いただき、平成24年に現在の事務所を設立しました。

③映画を劇場で年間50本程度観ます。埼玉・横浜で行われるサッカー代表戦はほとんど観戦、ブラジルW杯にも遠征しました。年1回のフランス旅行で仏語を磨き、週1回はジムに足を運んでいきます。フルマラソン4回完走していますがもう引退する予定です。

①副会長の職責はいろいろあると思いますが、重要なことは、各会員の業務や会務活動を後方から支援して、会員皆様の業務や会務活動が円滑に行えるようにすることだと思います。これまでの間に支部の視線で会務をしてきましたが、この1年間は、弁護士会全体のことを考えて、皆様のお役に立てるよう業務に励みたいと思います。もとよりあらゆる面で未熟ではありますが、皆様のご指導をお願いいたします。

②平成3年横浜国立大学卒業、8年間横浜国立小学校の教員を務め、平成18年弁護士登録です。

③ジョギング、料理。

学部卒、一日霞ヶ関(農林水産省)に就職したものの、1年たらずに辞め司法試験を受け始めました。平成5年から今まで小田原の杉崎茂法律事務所です。専ら北アルプス等のスリルある岩稜帯の踏破が好きです。会務でも、基本となる「三点支持」を忘れず、後進のために、浮き石の除去や鎖の設置等のルート整備を心掛けてます。

②都立国立高校、早稲田大学政治経済学部卒業。銀行勤務を経て平成13年当会登録。平成16年から家庭の事情でフランスとイギリスに滞在し、ロンドン大学法科大学院にて人権法の修士号を取得。平成18年帰国し当会に再登録しました。

③趣味と言えざる程のものがないのですが、犬と音楽と本があれば幸せです。9年前から保護犬を飼い始め、少しずつ家族の一員となっていく姿に喜びを感じています。

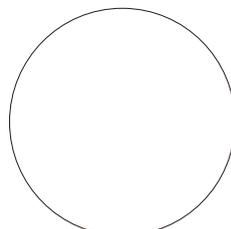
①修習時代からお世話になり、かつ愛着のある当会の理事者を務めさせていただきます。運びとなり、大変光栄です。他の副会長とともに会長を補佐し、最善を尽くす所存です。

②昭和42年生まれ。愛知県立旭丘高校・東京大学法学部政治コース卒業。平成3年ソニー(株)入社、法人営業・生産管理業務に従事した後、カルト宗教問題に関わったことを契機に、弁護士を志して退社。平成18年当会登録。

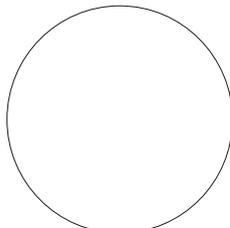
③映画を劇場で年間50本程度観ます。埼玉・横浜で行われるサッカー代表戦はほとんど観戦、ブラジルW杯にも遠征しました。年1回のフランス旅行で仏語を磨き、週1回はジムに足を運んでいきます。フルマラソン4回完走していますがもう引退する予定です。

④ジョギング、料理。

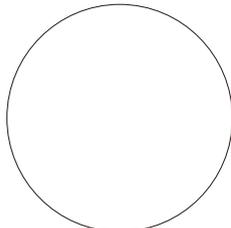
畑中 優宏 (59期)



吉田 正穂 (59期)



佐藤 光輝 (56期)



①重責に身の引き締まる思いであります。綱紀委員等の現場や俯瞰する立場を含め、これまで不祥事に関わる会務にいくつかわり、「弁護士自治」をとても誇らしく感じております。無力感を味わったこともあったこれまでの経験を活かし、不祥事の発生防止や発生後の対応について、総合的な意味で会の対応力向上につながる施策に取り組みます。

民事裁判手続等のIT化に関する研修会

メリット・デメリットを理解し適切な利用を

研修会の様子

本年5月より、いよいよ横浜地裁本庁でも、裁判手続のIT化が始まる。これまでも、民事訴訟IT化検討PTでは、横浜地裁と共同で、試行的な模擬裁判を実施してきた。

く、独自のシナリオを作成し、研修会に臨んだ。研修会では、始めに「招待メール」が届き、そこで初めて「Teams」をインストールするところから実演を行った。

おそらく、実際の手続において、多く使用されるものと思われる。もともと、写真や動画を共有することで、視覚的に状況を把握することが出来る反面、裁判所に与える印象も大きく、用いる際には注意が必要である。今回の手続では、被告側が求めたにもかかわらず、原告側及び裁判所と現場の状況を確認する中で、かえって被告側に不利な事情が明らかになつてしまつたという場面を設定した。

そういった側面があることについても理解しておく必要がある。また、証拠の提出は、手続が現行法下で行われる以上、従前どおり、フックス又は郵送という方法で行う必要がある。手続がIT化されたとしても、書面の提出等の手続や主張及び立証の方法自体が大きく異なるものではない。

(会員 最所 義一)

ダイタク次長のニチベンの日

日弁連の事務次長となつて1年8か月が過ぎた。日弁連の総次長室では、事務総長と7人の事務次長が執務している。

次長のうち6人が弁護士で、概ね4か月に1人ずつ入れ替わっていく。代を重ねるうちに、なんと2月からは私が最も古株となつてしまった。

次長の仕事はとにかく会議が多い。基幹となるのは理事会と正副会長会議だ。理事会は、71名の理事で構成され、月に1度、2日間にわたって、意見書の承認や規則の制定等、日弁連の重要事項を審議する。正副会長会議は、会長と15名の副会長で構成され、週に1度、1日かけて、理事会に提出する議案や各種行事の実施等、通常の業務執行に関する事項を審議している。この他にも定例の会議はいくつもあるし、省庁や裁判所等との対外的な会議もある。合間を縫って担当の委員会にも出席しなければならぬ。1日に5〜6個の会議へ出席することもザラだ。

会議が多い分、自分のデスクに座っていられる時間は短い。限られた時間で多数の決裁を処理し、職員との業務打合せをこなさなければならぬ。そんな中で負担となるのが大量のメールである。次長をやっていると、1日平均100通くらいのメールが届く。すべてを熟読することはできな

いから、重要なメールに限って手際よく返信するスキルが不可欠だ。油断すると、あつという間に未読が200通、300通になつてしまう。

このように、毎日、大量のタスクに追いかけられているが、次長の仕事は本当に面白くて、やり甲斐がある。会議では、民事司法改革や裁判のIT化、法科大学院改革といった重要課題に関する最新情報を取り扱われるし、最高裁や法務省との交渉や国会議員への政策説明といった、普段の弁護士業務では体験しがたい活動も刺激的だ。何より、総次長室のメンバーがいい人ばかりで、互いに助け合う気風がある。毎日、楽しい雰囲気の中で執務させてもらっている。

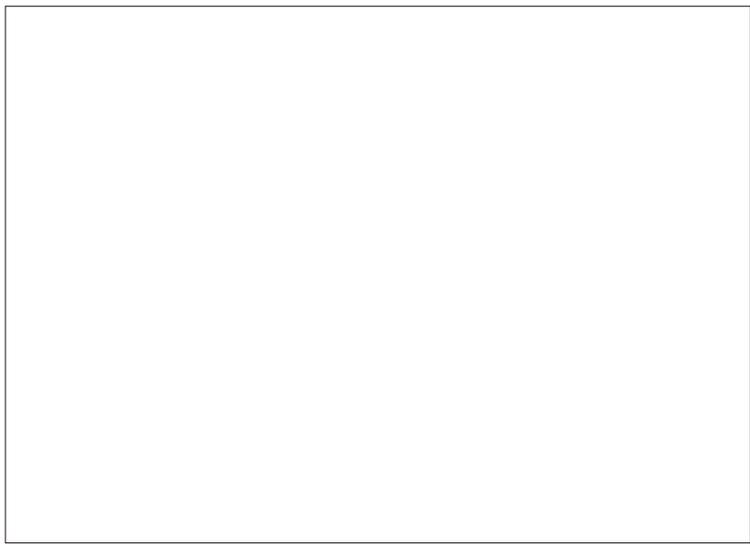
本稿執筆時点で次期会長が未定という落ち着かない状況だが、新旧執行部の円滑な引継ぎを支えるのも次長の職責である。最前任の次長として、残された任期をしっかりと勤め上げたい(といっても、退任時期は未定だけれどね)。

(会員 武内 大徳)

かなパブ最前線
かなパブの現在の体制など

弁護士法人かながわパブリック法律事務所(以下「かなパブ」)の主たる目的は、ひまわり基金法律事務所又は法テラス法律事務所への赴任、あ

る目的は、ひまわり基金法律事務所又は法テラス法律事務所への赴任、あ



後列左から中山雅博、重野裕子、青木一愛、前列左から水谷寛、松嶋佳史

るいは司法過疎地での独立開業を目指す新人弁護士を採用して、1〜2年間のOJTによって養成し、送り出すことである。そして、設立からの10年間で、ひまわりへ8名、法テラスへ2名、司法過疎地での独立開業が2名の合計12名の養成を終えて、無事に送り出すことができた。

1月からは72期の新人弁護士2名が新しく事務所に加わり、弁護士としての一歩を歩み始めた。また、この間に新人弁護士を養成する側の社員弁護士となった弁護士は合計で7名であるが、そのうちの4名は無事に任期を終えて、かなパブを卒業していった。現在は社

員弁護士が3名、勤務弁護士が2名の弁護士5名体制である(事務職員は3名)。さて、そんな当事務所が、日頃はどんな仕事をしているのかを改めて紹介する。まずは、上記のとおり、短期間で司法過疎地等に赴任する新人弁護士を養成するためには、多種多様な事件を経験してもらわねばならないので、当事務所でも一般民事・家事事件をできるだけ幅広く受任することを心掛けている。

また、当然のことながら、国選弁護士事件や法テラスの扶助事件等も積極的に受任しているが、そうすると、必然的に比較

このからも、多くの先生方のご理解・ご支援をいただきながら業務に励んでいきたい。

(会員 中山 雅博)

# 大盛況 消費者問題シンポジウム 横浜市のI-R誘致を考える

鳥畑教授(左)と越智医師(右)

昨年8月22日に横浜市の林市長がI-R誘致を発表したことを受けて、同年12月21日、日弁連との共催の下、「横浜市のI-R誘致を考える」と題したシンポジウムを当会会館にて開催した。

来場者は約180名にも及び、会館5階の大会議室に入りきらず、4階の会議室も使用した。当会会員からの現状報告の後、鳥畑与一静岡大学教授による講演が始まった。

鳥畑教授は、横浜市が発表したI-R施設を誘致した場合の経済的効果につき、カジノ事業者の皮算用であると断言した。I-R施設は、カジノへ客を誘導するための施設になる。一度カジノを含むI-R施設を誘致してしまうと、I-Rからの撤退を表明しようとしても、T P PのISD条項を根拠としてI-R事業者から期待されたもうけへの補償(損失補填)を求められる可能性があり、撤退が困難であるとの考えが示された。

次に、精神科医の越智祥太氏により、ギャンブル依存症から見える横浜カジノの問題についての講演がなされた。

越智医師は、ギャンブル依存症が多く、神経伝達物質の動きを乱れさせる病理であるとする。ギャンブル開始が20歳頃、借金などで問題化してくるのが30歳頃、受診が40歳頃と、医療につながるまで20年かかるなど、ギャンブル依存症が本人・家族・社会に大きな影響を長く及ぼすとのことだった。

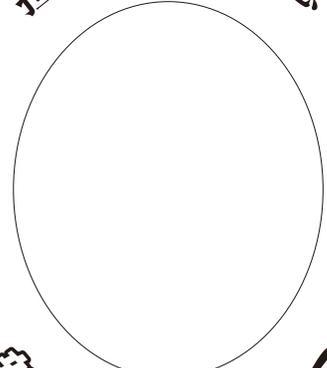
会場からの質疑応答も多く、全てがI-R誘致反対の趣旨の質問であった。最後に、当会消費者問題対策委員会小野仁司委員長が、横浜にI-R誘致を許さないという強い意思表明をして、大盛況のうちに、閉会となった。

(会員 松岡 泰樹)

昨年末、世間の注目を集める裁判が続いた。13年前に川崎市のトンネル内で通行人の女性を刺して殺害したとして、殺人罪で懲役28年を言い渡された鈴木洋一被告は公判中、当時の心境の変遷などを聞かれて「わからない」「説明できない」と割り切った様子で繰り返した。

2018年に新幹線の車内で乗客3人を殺傷したとして、殺人罪などで無期懲役の判決を受けた小島一朗被告は証言台の前で「無期懲役になるために話している」と言いつつ、検察官の「本心ではないこともあるということか」との問いには「当然そう

## 担当1年目の疑念



## 記者クラブから

「ですね」とあつげらんこと口にした。記者として3年目、裁判をきた公判は数少ない。日々法廷に立たれている先生方にとってはよくあることなのかも

遺族に話を聞きに伺い、厳しい言葉で追い返されることがほとんどだ。哀しみの深さや怒りの大きさを裏返した反応を経験している身としては、被告の発言に被害者や遺族の気持ちを想像せずにはいられない。

刑事裁判は疑いをかけられた人が裁かれる、ある意味で神聖な場というイメージが先行していたこともある。後ろめたさのない「わからぬ」や私欲を含んだ発言に基づいて正しい判決が出せるものなのか。裁判はこれでいいのかと疑念が浮かんだ。

(毎日新聞 中村 絢葵)

# 令和2年賀詞交換会 新しい年を言祝ぐ



表彰を受ける小島会員

- 1 在会35年の会員  
大川隆司 川村 清  
小島周一 佐藤修身  
杉原光昭 松井宏之  
三澤隆行
- 2 在会50年の会員  
猪狩庸祐 栗原 勤
- 3 喜寿の会員  
有坂正孝 稻生義隆  
井上文男 大久保均  
大河内秀明 岡村共榮  
岡本秀雄 鈴木則佐  
鈴木 満 田辺紀男  
谷淵 勇 中村裕一  
宮下浩司 綿引幹男
- 4 米寿の会員  
伊藤平信 大倉忠夫  
小林嗣政 世古晴次  
田中 清 丹野益男  
内藤 巨 人見泰碩
- 5 卒寿の会員  
安國種彦  
宮崎正男

1月8日、ロイヤルホテルヨコハマにて、恒例の賀詞交換会が開催され、和やかに新年の挨拶が交わされた。会長及び被表彰者を代表してスピーチを行った小島周一会員は、「弁護士は社会に起きている諸問題に最初から立ち上がり、それを取り上げて問題提起することも大事な仕事であり、そういう意識を当会の先輩たちが紡いできたと思う」と語った。

表彰を受けた会員は以下のとおり。おめでとうございます。

## 理事者室 だより 「俺、副会長が 終わったら…」

副会長 澄川 圭

つい先日、4月に副会長に就任し、気付けば年が明けていた。あえて思い返せばペリー来航の間にはるか彼方だが、日々の感覚としてはあつという間。話に聞いていたとおり弁護士会の業務は非常に幅広く、量も多い。しかし、いくら弁護士会での業務が多いとはいえ、自分の事務所の事件

処理をおろそかにすることもできない。結果、削らざるを得なかったのが勉強時間である。しかも、今は民法大改正という世紀の出来事の真っ只中。本来なら一生で一番勉強すべき一年。焦りから手当たり次第に本を買って来た積み上げる。副会長が終わったら、この本の山を何とかしたい。せめて各冊一ページでも読みたい。

そんな焦りの反面、副会長業務を通して、机上の勉強で得られない貴重な経験をさせていただいている。特に、これまであまり接点のなかった委員会で、当会の多くの先生方が弁護士会、ひいては司法制度(決して大げさではない)を支えている姿を目の当たりにできたことは、大きな収穫であった。

最後になるが、ここまでの任期を無事に過ごせたのは、前期執行部を始めとする多くの先生方、事務メンバー、家族、その他多くの皆様のお陰である。執行部のわがままを温かく受け入れてくれた当期執行部メンバーには今後一生頭が上がらないだろう。そして、頼りない末席副会長を優しく的確にサポートして3月まで完走させてくれた弁護士会事務局の皆様には、特に心からの感謝を申し上げます。

# テニス 快晴無風 初打会 絶好のテニス日和

左から大川会員、同会員のご子息、田中会員、戸張会員、佐藤会員

1月19日、横浜法曹テニスクラブの本年最初のイベントである恒例の初打会が、金沢区にある杉田ゴルフ場テニスコートにて開催された。

前日の荒天から打って変わって寒さも和らぎ、快晴無風の絶好のテニス日和となった。

参加者は当会員だけでなく、その家族、他会の所属弁護士や修習生も参加し、昨年末の忘年会で満場一致で選任された小林雅信新会長のもと、大勢で盛り上がった。

初打会はあらかじめペアを決め、レベルに応じてABCの三クラスに分かれ、ダブルスのリーグ戦を行い、トーナメント戦による決勝が行われた。

Aクラスでは息をのむハイレベルな試合展開が繰り広げられた結果、田中康晃会員・石川貴教弁護士ペアが優勝した。

Bクラスは、参加チームが各クラスで最も多い激戦区となりながらも、本来はAクラスでもおかしくない佐藤武晴会員・戸張雄哉会員ペアが優勝した。

Cクラスでは、将来有望な子供たちから老獪なテクニシャンまで、幅広い年齢層の中、見事大川宏之会員親子が優勝した。

優勝決定後は、各自自由に対戦をし、6時間にあたり本クラブ今年初のテニスを楽しんだ。



恒例の飲み会では、皆で今日のテニスを振り返るなど、年齢を問わず和気あいあいとした空気であった。

当テニスクラブでは、定期的な練習会だけでなく、裁判所戦や税理士戦などイベントも多く、レベルを問わず参加できる会になっているので、興味を持たれた方は佐藤裕会員まで一報を。

(会員 原藤 達也)

自営業・フリーランスのみなさん!

ゆとりのある未来へ行きましょう。

日本弁護士国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

60歳以上65歳未満の方で居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。…詳細はこちらのパンフレットをご覧ください。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ!

03-3581-3739 日本弁護士国民年金基金

http://www.bknk.or.jp

デスク 勝俣 豪

記者 川添 啓明

青木 敦子

本間 久雄

安達 慎司

長谷川 康

長谷川 篤司

## 編集後記

人間の脳が大きくなったのは、社会でうまくやるためとも言われています。自己紹介・あいさつは、社会性を発揮する重要な局面です。大きな脳がフル回転いたしました。いずれば、より大きな場で名乗りを上げることが期待したいと思えます。

## 情報セキュリティを考える

### はじめましょう

#### その21

### e裁判のセキュリティ 事務職員との連携

いよいよe裁判が始まります。そこで、この連載でも、e裁判のセキュリティ上の留意点について考えてみたいと思います。まず、今回は事務職員との連携についてです。

郵便物やファックスの送受信など、事務職員との連携には業務が成立しないことは明らかです。同時に、事務職員が日常の作業の中で、弁護士同様数多くのセンシティブな情報に触れることもまた事実です。そのため、弁護士職務基本規程19条は、秘密保持に関する事務職員等に対する指導監督を定めています。事務職員を雇用する場合にも、秘密保持義務を負わせる例が多いので

はないでしょうか。現状、裁判所は、事務職員に対し固有のアカウントを付与することは認めておらず、Teamsを提供するMicrosoft社も、規約上、弁護士のアカウントに関する情報(パスワード等)を事務職員と共有することを認めていません。

Teamsを使った手続に向け、機器を準備し、その接続の設定を一定程度事務職員に手伝わってもらうことはあり得ますので、e裁判においても、事務職員がセンシティブな情報に触れることは多いと思います。紙媒体と比較してはるかに拡散の容易な電子データの扱いについては、紙媒体以上

に慎重な扱いが必要になると思います。

そこで、秘密保持の義務に実効性を持たせるためには、単に書面などで契約を締結し義務を課すだけでなく、事務職員が業務で利用するパソコンやスマホといった機器や、メールその他の通信手段の起点となるアカウントについても、弁護士の方で用意し、事務職員の個人のものを使わせる配慮が必要になると思われます。

会員各位におかれましては、e裁判の実施を機に、電子データの管理について一層の徹底を進められてはいかがでしょうか。

(会員 本田 正男)

## 神奈川県弁護士協同組合の特約店を利用して

当会会員の大多数は神奈川県弁護士協同組合に加入している。毎年秋に協同組合から交付される弁護士日誌や弁護士業務便覧を、日々の業務に利用している組合員も多いことと思う。

もっとも、組合員の特典を調べたところ、組合員はどれほどいるだろうか。私も偉そうに本記事を執筆しているが、恥ずかしながら自分が組合員である意識することはほとんどなかった。今回、私は縁あって協同組合特約店で食事をさせて

いただいたので、その情報を交えて、協同組合の組合員であるメリットを皆様と共有できたらと思う。

結論から述べてしまえば、昨年11月、中華街の名店である揚州飯店で食事をした際に、組合員優待価格割引を受ける体験をした。予約の際に神奈川県弁護士協同組合の組合員である旨を店側に伝えておけば、他に煩わしい手続も必要ない。

申し遅れたが、私は第69期司法修習生で、横浜で修習をし、現在弁護士である目となる弁護士である。一緒に食事をさせて

いただいたのは、私の弁護修習の指導担当の古西達夫会員。かつては修習生と指導担当という関係であったが、弁護士になった今でもこうして一緒に食事をするというのは、感慨深いものである。

クラブビール・紹興酒を頂きながら、アラカルトで、おまかせ前菜五種盛合せから始まり、エビのチリソース、麻婆豆腐、北京ダック、上海力二味噌とレタスのチャーハンに舌鼓を打った。

協同組合特約店について、詳しくは神奈川県弁護士協同組合で検索をし



てもらいたい。弁護士は個人事業主ということもあり、会食は比較的多い職業であろう。会計時に割引等を受けず煩わしさから、割引を敬遠している人も多いかもれない。そんな組合員の皆様に、予約のときに一言伝えるだけで割引を簡単に受けられる協同組合の特典が広く認知されるきっかけになれば、執筆者冥利に尽きる。

(会員 毛塚 衛)